

第134号議案 財産の取得について

目次	ページ
1 財産の取得理由	1
2 購入機器の概要	1
3 調達方法について	1
4 契約相手方等	2
5 端末整備事業の事業スキーム	3

教育委員会

令和2年9月

1 財産の取得理由

G I G Aスクール構想の実現に向けた環境整備を図るため、市立小中学校において1人1台の学習者用コンピュータ端末を購入により取得するもの。

なお、当該端末については、小学校4年生から中学校3年生までを対象に整備するものである。

2 購入機器の概要

- (1) タッチパネル式ノート型パソコン 18,428台
- (2) OS Chrome OS
- (3) CPU インテル Celeron 1.1GHz
- (4) メインメモリ 4GB
- (5) eMMC 32GB
- (6) 通信機能
 - (ア) Wi-Fi 18,413台
 - (イ) LTE 15台

【参考】購入機器イメージ

ノートパソコンスタイル



タブレットスタイル



3 調達方法について

1人1台の学習者用コンピュータ端末の整備については、国において都道府県レベルでの共同調達が推奨されており、国の方針を受け、長崎県においては、県内での共同調達を実施する考えが示され、長崎市においても次のような共同調達のメリットを考慮し、これに参加した。

共同調達の実施にあたっては、国が示すスキームに沿って行われ、業者の選定方法は一般競争入札が採用されており、これにより選定された業者と地方自

治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約により仮契約を締結している。

(共同調達のメリット)

- (1) 教職員の異動や児童生徒の転校でも円滑に利活用が継続されるとともに、教職員のスキルアップに伴う充実した授業が期待されること。
- (2) 教職員の負担軽減が図られること。
- (3) 大量調達によりスケールメリットの効果が期待できること。

4 契約相手方等

件名	タッチパネル式ノート型パソコン 購入
見積書提出日	令和2年8月12日
仮契約日	令和2年8月14日
納入期限	令和3年1月29日
契約方法	随意契約
相手方	扇精光ソリューションズ株式会社
仮契約金額	806,942,840円
1台あたりの単価	Wi-Fiモデル 43,780円、LTEモデル 54,780円

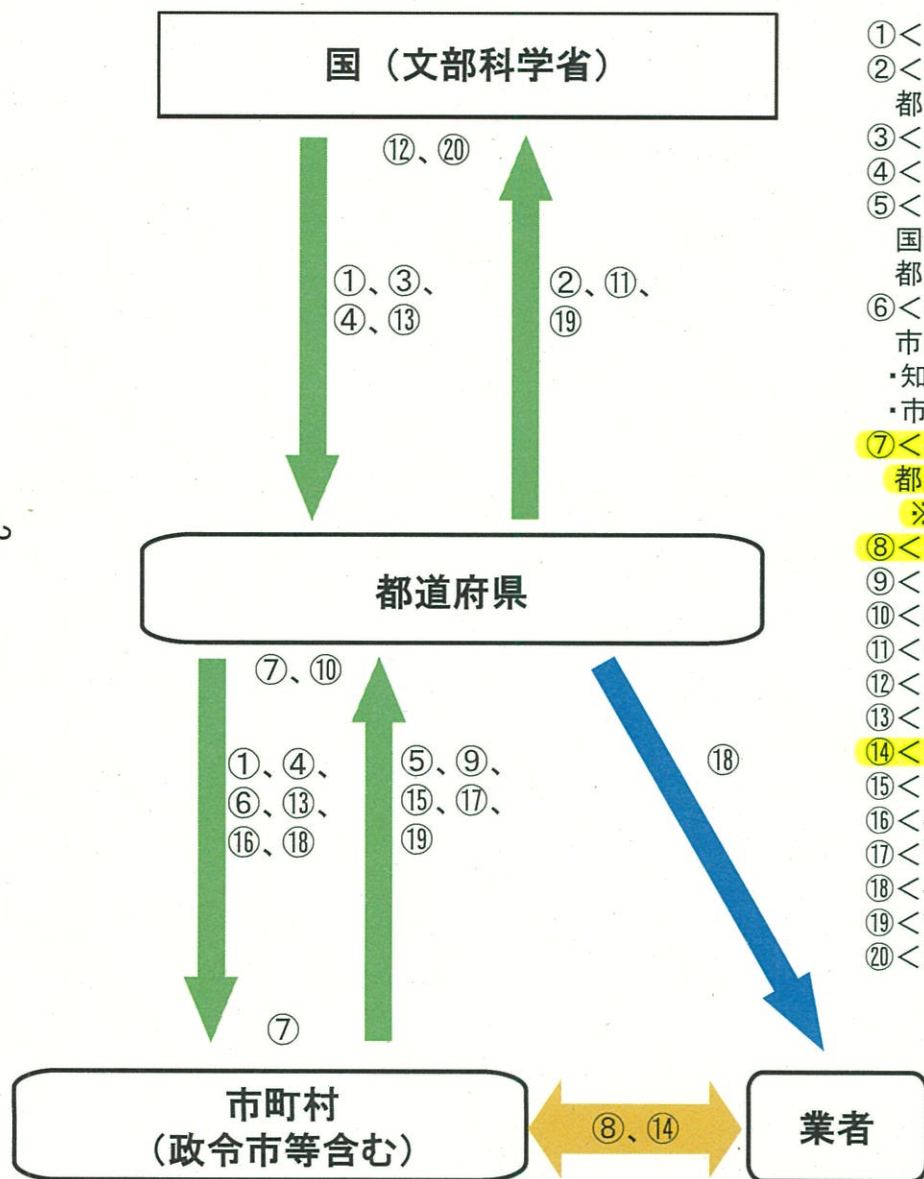
※金額はすべて消費税込みの金額。

(参考) 長崎県による共同調達に係る入札結果

- (1) 公告日 令和2年6月8日
- (2) 入札日 令和2年7月16日
- (3) 入札方式 一般競争入札
- (4) 落札金額 共同調達全体額 3,185,569,508円
長崎市のみ額 806,942,840円
- (5) 1台あたりの単価 Wi-Fiモデル 43,780円、LTEモデル 54,780円
- (6) 参加自治体 長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、西海市、時津町、波佐見町、佐々町、新上五島町
- (7) 共同調達数 66,577台

※金額はすべて消費税込みの金額。

5 端末整備事業の事業スキーム (市町村立学校)



- ①<国⇒地方公共団体> 標準となる仕様書を3OS毎に提示(済)
- ②<都道府県⇒国>
都道府県事務費(調達事務、交付申請書の確認等の補助金等に関する事務、支払事務)の申請
- ③<国⇒都道府県> 都道府県事務費の補助
- ④<国⇒都道府県⇒市町村> 補助金交付の募集
- ⑤<市町村⇒都道府県>
国の標準仕様書を参考に市町村がOSレベルの希望仕様書を決定し、都道府県に提示(進捗状況が良くない市町村には、都道府県も指導)
- ⑥<都道府県⇒市町村>
市町村の希望をとりまとめた上で、できるだけ市町村横断の統一的な仕様になるよう、市町村と調整
・知見が必要な都道府県には国がアドバイザーや専門家による支援
・市町村の強い独自の希望があれば尊重 等
- ⑦<都道府県・市町村>
都道府県と市町村が協力して共同調達を実施
※共同調達の協議会等があればそれを活用することを推奨
- ⑧<市町村> 事業者決定
- ⑨<市町村⇒都道府県> 補助金の交付申請(リースの場合は市町村と業者の共同申請)
- ⑩<都道府県> 申請内容の精査(活用計画・通信手段の確保・地財措置分との関係など)
- ⑪<都道府県⇒国> 市町村分の補助金をまとめて申請
- ⑫<国> 申請内容の精査(活用計画・通信手段の確保・地財措置分との関係など)
- ⑬<国⇒都道府県⇒市町村> 交付決定し、交付決定通知
- ⑭<市町村> 購入・リース契約の締結
- ⑮<市町村⇒都道府県> 実績報告書の提出(リースの場合は市町村と業者の共同申請)
- ⑯<都道府県⇒市町村> 交付額の確定
- ⑰<市町村⇒都道府県> 請求
- ⑱<都道府県> 支払い(購入の場合は市町村、リースの場合は業者)
- ⑲<市町村⇒都道府県⇒国> 活用実績の報告
- ⑳<国> 活用計画等に基づき活用がされているか確認(活用が進んでいないところには国のアドバイザー等による指導や研修等のフォローアップ)

文部科学省作成
「GIGAスクール構想の
実現に関する資料」より